

# 2019年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまります

## 無償化の対象者は？

3歳から小学校に就学するまでの児童が無償化の対象です。  
「保育の必要性のある」非課税世帯の0歳から2歳までの児童も無償化の対象となります。

## 保育の必要性のある世帯とは？

保護者全員が就労（月64時間以上）や、学校へ通っているなど保育ができない世帯です。  
専業主婦（夫）の家庭は該当しません。

## どんな方法で無償化されるの？

はじめから支払う必要がなくなる「代理受領」と、一旦立て替えて支払いし、後から返ってくる「償還払い」のどちらかになります。

- 保育所・認定こども園・幼稚園の保育料…代理受領
- 認定こども園（1号）・幼稚園の預かり保育料…償還払い
- 認可外施設等の利用料…償還払い

## 無償化に伴う新たな支給認定とは

### 【これまでの支給認定】

- ・3歳未満で「保育の必要性がある」方で、保育所・認定こども園を利用している方→3号認定
- ・3歳以上で「保育の必要性がある」方で、保育所・認定こども園を利用している方→2号認定
- ・3歳以上で「保育の必要性のない」方で、認定こども園・新制度の幼稚園を利用している方→1号認定

### 【10月から追加される新しい認定】

- ・「保育の必要性のない」従来制度の幼稚園を利用している方→新1号認定
- ・「保育の必要性がある」が、2号認定で保育所や認定こども園を利用できない3歳児クラス以上の方→新2号認定
- ・（非課税世帯のみ）「保育の必要性がある」が、2号・3号認定で保育所や認定こども園を利用できない0～2歳児クラスの方→新3号認定

## 何が無償化になるの？

→保育の必要性があるかどうかと利用している施設により無償化の範囲が異なります。

### 保育の必要性がある児童（共働き世帯など）が無償となるもの（一部上限あり）

【3歳～5歳】

- ・保育所・認定こども園・幼稚園の保育料
- ・幼稚園・認定こども園（1号）の預かり保育料
- ・認可外施設等の利用料

【0歳から2歳までのお子さん】

- ・（非課税世帯のみ）保育所・認定こども園の保育料
- ・（非課税世帯のみ）認可外保育施設の利用料

### 保育の必要性のない児童（専業主婦（夫）家庭など）が無償となるもの（一部上限あり）

【3～5歳】

- ・認定こども園・幼稚園の保育料

**その他** 保育の必要性に関わらず、3歳児以上就学前までの児童の児童発達支援の利用者負担額が無償となります。

### 無償化の対象とならないもの

- ・園独自の乗せ徴収費（特定負担額）
- ・制服・帽子・用品代などの実費徴収
- ・食材料費※（月額7,500円程度（園により異なります））  
食材料費は、国が主食費3,000円、副食材料費4,500円を目安として示しており、これまで保育料に含まれていた分が別徴収となります。
- ・行事費
- ・通園送迎費用

※食材料費のうち副食費（おかず代・おやつ代）については一部の世帯に減免あり

副食材料費（おかず代・おやつ代）が減免される方（詳しくは裏面参照）

- ・世帯年収約360万未満の方
- ・第3子\*以降の方
- \*2号認定の場合は未就学児から数えて第3子以降の方
- \*1号認定・幼稚園利用の場合は小学3年生のきょうだいから数えて第3子以降の方

## Q&A

Q. 保育の必要性があれば、幼稚園や認定こども園（1号）の預かり保育は必ず利用できるの？

→A. 預かり保育をするために必要な保育士や施設の広さに限りがあるため、施設により預かり保育が可能な人数が異なります。そのため保育の必要性の認定があっても必ず預かり保育が利用できるとは限りません。

Q. 幼稚園や認定こども園1号の保育料が25,700円より安い方が、差額は預かり保育料や別のサービスで利用できるの？

→A. できません。

Q. 預かり保育の代わりに認可外を利用できるの？

→A. できません。ただし預かり保育事業が不十分な園については預かり保育に加えて上限の範囲内で認可外保育施設の利用分も無償化が認められる場合があります。（対象者へは認定通知の際にあわせてお知らせします。）

Q. 無償化の対象になると、下の子の多子軽減（第2子半額、第3子無料）はどうなるの？

→A. 無償化後であってもきょうだいのカウントの仕方は変わりません。

Q. 幼稚園のプレスクールは無償化の対象となるの？

→A. なりません。

Q. インターナショナルスクールは無償化の対象となるの？

→A. 幼稚園としての届け出があれば対象となります。認可外保育施設としての届け出があれば保育の必要性のある方のみ無償化の対象となります。

## 世帯の状況・利用施設ごとの支給認定と無償化の範囲

世帯の状況	利用している施設	クラス年齢ごとの支給認定イメージ			無償化の範囲
		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		満2歳まで	満3歳		
課税世帯	【保育所】（3号・2号） 【認定こども園】（3号・2号）	3号	2号	2号★	3歳児クラス以上：2号保育料 ※2歳児クラスに属する満3歳の2号認定は無償化対象外
	【認定こども園】（1号） 【新制度の幼稚園】（1号）		1号★	1号★+新2号★	
	【従来制度の幼稚園】	新1号★	新2号★		
	【認可外保育施設】				
	【保育所】（3号・2号） 【認定こども園】（3号・2号）	3号★	2号★		
【認定こども園】（1号） 【新制度の幼稚園】（1号）	1号★+新3号★		1号★+新2号★		
【従来制度の幼稚園】		新3号★	新2号★		
【認可外保育施設】					
保育の必要性あり 非課税世帯	【保育所】（3号・2号） 【認定こども園】（3号・2号）	3号★	2号★		0～5歳まで：保育料
	【認定こども園】（1号） 【新制度の幼稚園】（1号）		1号★+新3号★	1号★+新2号★	
	【従来制度の幼稚園】		新3号★	新2号★	
【認可外保育施設】					
事由なし 保育の必要性なし	【認定こども園】（1号） 【新制度の幼稚園】（1号）		1号★		満3歳以上：1号保育料
	【従来制度の幼稚園】		新1号★		
	【認可外保育施設】				

図中の「★」のついている部分が無償化の対象となります

## 無償化の対象となるためには手続きはいるの？

→新たに手続きが必要な方と手続きが不要な方がいます

### 【手続きが不要な方】

- ・保育所・認定こども園（2号・3号）を利用している方
- ・認定こども園（1号）を利用している「保育の必要性のない」方
- ・新制度の幼稚園（1号）を利用している「保育の必要性のない」方

### 【手続きが必要な方】

- ・認定こども園（1号）を利用している「保育の必要性がある」方→新2号認定の手続き（市民税非課税世帯の方は新3号認定）
- ・新制度の幼稚園（1号）を利用している「保育の必要性がある」方→新2号認定の手続き（市民税非課税世帯の方は新3号認定）
- ・従来制度の幼稚園を利用している「保育の必要性のない」方→新1号認定の手続き
- ・従来制度の幼稚園を利用している「保育の必要性のある」方→新2号認定の手続き（市民税非課税世帯の方は新3号認定）
- ・認可外保育施設を利用している「保育の必要性のある」方→新2号認定の手続き（市民税非課税世帯の方は新3号認定）

### 新しい支給認定（新1号～新3号）の手続きは？

市内の各施設を利用している場合は、施設を通じて申請書を配布します。

- ・新1号認定は申請書の提出が必要です。
  - ・新2号、新3号認定は申請書と「保育の必要性」が確認できる書類（様式あり）の提出が必要です。
- ※市外施設に通う方で7月末までに施設から申込書の配布がない場合は個別にご連絡ください

### ポイントその2

#### 無償化となる「預かり保育料」の計算方法

預かり保育料が無償化の対象となる場合は、下記a b cのうち一番低い額が給付されます。  
c. 月額上限が給付されるとは限りませんのでご注意ください。

- .450円×その月に利用した日数の合計額
- その月に実際に支払った金額
- 月額上限（新2号11,300円、新3号16,300円）

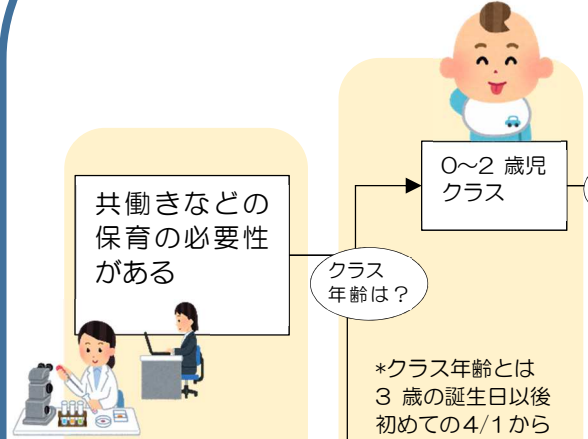
### ポイントその1

「預かり等」とは…新3号認定や新2号認定の預かり部分については、施設で預かり保育事業を十分行っていない場合は、上限の範囲内で認可外保育施設等を利用することができます。  
上限の範囲内で認可外施設が利用できる方に対しては、認定通知の際にあわせてお知らせします。

豊中市内の施設、豊中市近隣の施設を利用している方には、施設を通じて手続きを案内する予定です。

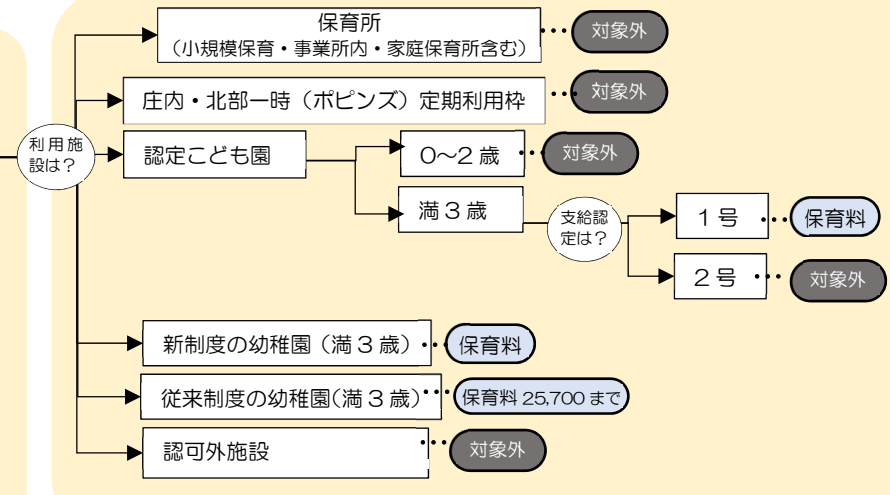
【問い合わせ先】  
豊中市  
こども未来部子育て給付課  
06-6858-2252,2253

あなたのお子さんは無償化になる？ならない？

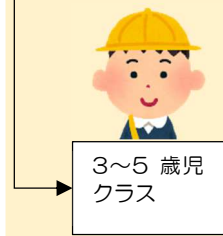
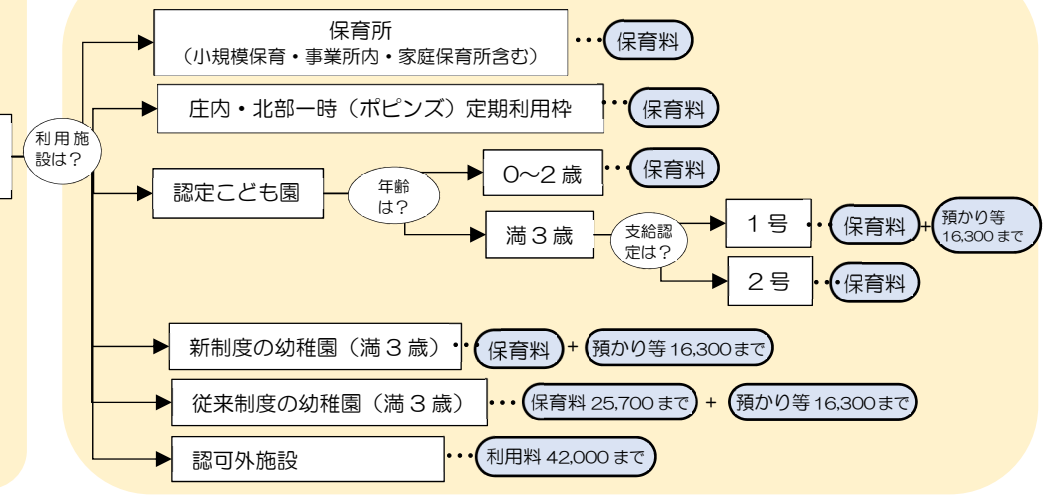


\*クラス年齢とは3歳の誕生日以後初めての4/1から就学前までが3~5歳児クラスとなります。それまでは0~2歳児クラスです。

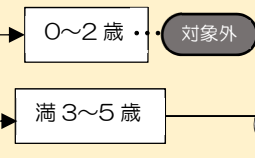
課税世帯である



非課税世帯である



年齢は？

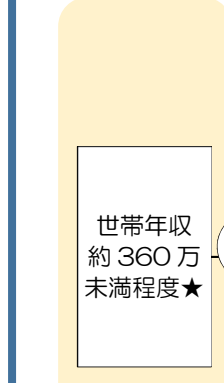


専業主婦(夫)などで保育の必要性がない

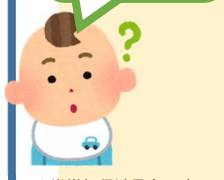


無償化の対象となるためには、手続きが必要な場合があります。(表面参照)

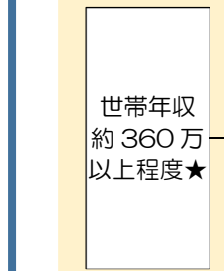
副食材料費(おかず・おやつ代)の減免対象になる？ならない？



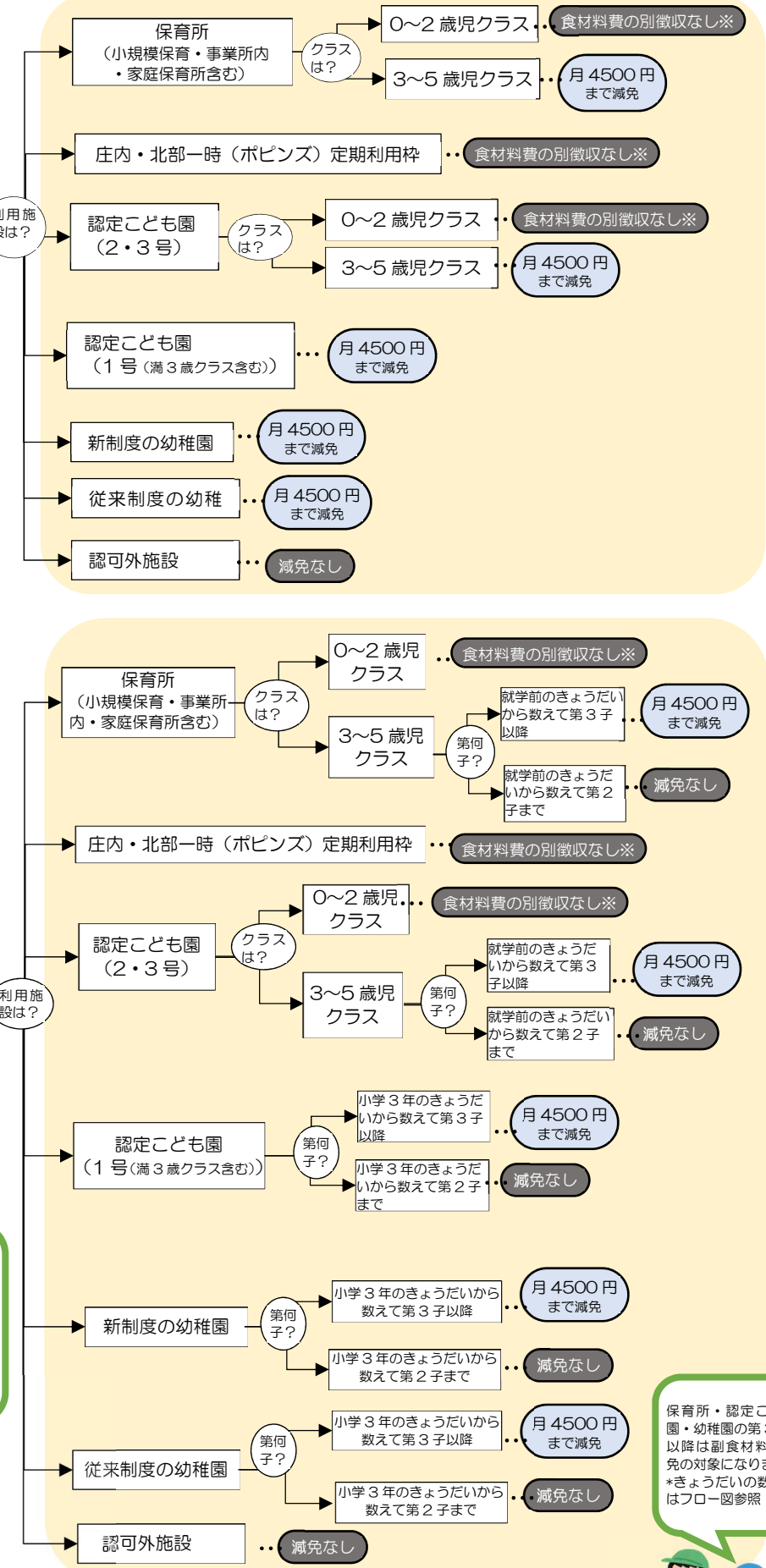
START  
世帯の収入状況を選んでね



\*世帯年収は目安です。1号・新1号・新2号児童の世帯は、市民税所得割額 77,100 円以下で年収約 360 万未満、2号認定児童の世帯は市民税所得割額 57,700 円未満で年収約 360 万未満となります。(3号認定は食材料費の別徴収なし、認可外施設等利用児童は減免なし)



※新制度の施設を利用している0~2歳児クラスの児童は保育料に食材料費が含まれています。そのため、食材料費のみを別途徴収することはありません。



保育所・認定こども園・幼稚園の第3子\*以降は副食材料費減免の対象になります \*きょうだいの数え方はフロー図参照

